平成３０年度 公益財団法人印旛沼環境基金

助成金交付団体募集要領

当基金では、印旛沼と印旛沼流域における環境の改善に向けて活動をしている小学校・

中学校・高等学校・大学及び市民団体等に助成金を交付し活動の活性化を図っています。

助成

助成金交付団体等選定委員会による審査

民間企業等

千葉県及び

流域13市町

出捐

寄付

(公財)印旛沼環境基金

　助成金の交付を希望する団体は、本要領をご確認のうえ、**助成金交付申請書（第１号様式　その１、その２、その３）を作成**し、必要資料等を添付の上、受付締切日までに当基金事務局に提出してください。申請書提出後、助成金交付団体等選定審査会による審査で交付の可否を決定します。

　また、交付を受けた団体等は、年度内に開催する報告会で成果を発表していただくことになります。

**受付締切日**

|  |
| --- |
| **第１次受付締切日：平成３０年５月３１日（木）［必着］**  **第２次受付締切日：平成３０年７月３１日（火）［必着］**  **（第２次受付は、第１次受付による申請額が予算額を超過した場合は行いません。）** |

**１．助成の対象となる団体**

　助成金の交付を受けることができる団体等は、印旛沼と印旛沼流域における環境調査、環境保全及び環境の改善等に資する活動を行っている小学校、中学校、高等学校、大学及び市民団体等とし、法人格の有無は問いません。

　なお、宗教活動や政治活動を目的とした団体、暴力団、暴力団員等を構成員に含む団体は助成対象とはなりません。

**２．助成の対象となる活動**

　助成の対象となる活動は、以下の活動です。

　（１）自然環境調査

（２）印旛沼、水に関係した歴史、民俗調査

（３）自然環境の保全、復元に関する活動

（４）水質汚濁対策に関する活動

（５）環境美化に関する活動

なお、団体の構成員が自ら直接的に行う活動のほか普及啓発活動及び支援活動を含み、活動の全部又は大部分を他団体に請け負わせる活動及び収益を目的とした活動は除きます。

**３．助成の対象となる活動の実施時期**

**平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までとします。**

上記の期間内に実施する活動が今年度の助成対象となり、複数年度にまたがる活動でも平成３１年４月１日以降に実施する予定の活動については、平成３１年度の募集時にあらためて申請していただくことになります。

　助成対象期間内の事業であれば、申請時に既に着手済みの事業も助成対象事業とし、支払い済みの経費も助成対象経費として差し支えありません。ただし、審査の結果、助成対象とならない場合があります。

**４．助成の対象となる経費及び助成率等**

　助成の対象となる経費は、助成に係る活動を実施するために要する経費のうち、**別表**の**助成対象経費区分表**に掲げるものです。

　助成限度額と助成率は、下表のとおりとなります。

なお、各申請団体からの申請額の総額が当基金の助成金予算額を上回った場合や審査の結果により、必ずしも申請額どおり交付決定されるとは限りません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団　　体 | 助成限度額 | 助成率 |
| 一　　般 | ２０万円 | ２／３ |
| 学校関係（高等学校） | １５万円 | １０／１０（全額） |
| 学校関係（小学校、中学校） | １０万円 | １０／１０（全額） |

**５．助成の対象とならない経費**

　別表の助成対象経費区分表記載以外のものは対象となりません。

申請団体構成員の人件費、食糧費、単価２万円を超える資材・機器などは、全額が助成対象外経費となり、賃借料は限度額を超える分が助成対象外経費となりますので、御注意ください。

　不明な点は、随時事務局に御相談ください。

**６．助成金の額の決定及び変更交付申請書の提出**

助成金の交付申請のあった団体等は、助成金交付団体等選定審査会で、その内容を審査し、交付の可否及び助成金の額を予算の範囲内において決定します。

**なお、本年度は平成３０年６月中に当基金事務所にて、提出された申請書類に基づき内容についての面接（ヒアリング）を行います。**

**また、審査結果については、全ての団体に平成３０年７月上旬頃通知します。**

第２次受付については、実施の可否も含め事前にお問い合わせください。

**助成金交付決定後、事業内容の一部中止又は大幅な変更、新たな経費区分による支出、経費区分ごとの必要額の増加が見込まれる場合等、申請内容や申請額に変更が生じる場合は、事前かつ速やかに事務局に連絡し、指示に従ってください。**

内容に応じ、第４号様式の助成金変更交付申請書等を提出していただきます。事前連絡がない場合は、交付決定どおり助成金を交付できない場合があります。

**７．実績報告書の提出及び助成金の交付**

事業完了後３０日以内に第６号様式その１～２による実績報告書と第７号様式の決算書に領収書写し等必要資料を添えて（支出項目が多い場合は、別途明細書を添付のこと）提出してください。

　なお、事業完了が年度末となる場合は、年度内の別途指示する日までに決算見込書を添えて同様に実績報告書を提出してください。

　助成金は、実績報告書等の審査により適正と認められた後、助成団体からの第９号様式による請求によって交付いたします。

また、特に必要があると認められる場合は、活動期間中であっても、第１０号様式による前金払請求により全部若しくは一部を交付いたします。

**８．報告会での発表**

　助成金の交付を受ける団体等は、年度内に行われる報告会で成果を発表していただきます。

**（平成３１年１月２５日（金）佐倉市内において開催予定）**

　なお、本報告会以外で成果を公表する際には、当基金の助成金により行った事業である旨、明示してください。

**９．その他の注意事項**

　申請書は、助成金の交付の審査資料となりますので、その内容について、交付決定後大幅な変更を生じることのないよう、十分検討した上で作成し、提出してください。

　また、当基金以外の助成や補助金等が見込まれる場合は、予算内訳に記入のうえ、関連資料の提出をお願いします。当該事業の内容について、他団体からの補助金等が重複している場合は、助成金が減額となったり助成できないことがあります。

　事業内容によっては、主催者の判断で傷害保険等への加入を検討してください。

　助成金の交付が決定された後、助成金を他の用途へ使用したり、交付の決定の内容や条件等に相違があったときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

また、助成金を前払いにより全部若しくは一部の交付を受けていた場合には、助成金を返還していただくこととなります。

助成金の対象として購入した資材や機器等は誠意をもって適正に管理し、本年度の助成事業終了後も引き続き活動に活用してください。助成対象となった事業の目的に反した売却や他団体等への譲渡・貸与、耐用期間内での廃棄等は行わないでください。助成金交付後であっても、管理や使用の状況を確認させていただくことがあります。

**10．申請書類**

（１） 提出書類

　　①　助成金交付申請書（第１号様式その１、その２、その３）

※指定の様式により作成してください。

当基金ホームページから様式がダウンロードできます。

<http://www.i-kouiki.jp/imbanuma/grants.html>

②　添付資料（一般団体のみ）

ア　団体の内容に関する資料（会報、会則、総会資料等）

イ　役員等名簿（平成３０年４月１日現在）

ウ　活動状況がわかる資料等（チラシ、画像資料等）

＜注意事項＞

・申請書は必ずしもパソコン等で作成する必要はありませんが、手書きの場合は黒色のボールペンを使用し、楷書によりご記入いただきますようお願いします。

・申請書類は全項目を記入してください。別添資料がある場合でも「別紙参照」などとはせず、要点を絞り、できるだけ所定の枠内に収めるようにしてください。

・提出書類の写しは、提出者自らが作成し保管しておいてください。後日、提出いただいた内容について事務局から確認させていただく場合があります。

**11．問い合わせ先**

　　　　　公益財団法人印旛沼環境基金事務局

　　　　　〒２８５－８５３３　千葉県佐倉市宮小路町１２番地

　　　　　　　　　　　　　　　（印旛郡市広域市町村圏事務組合企画課内）

　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　０４３（４８５）０３９７

　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　０４３（４８６）５１１６

　　　　　　　　　　　E-mail　[imbanuma@i-kouiki.jp](mailto:imbanuma@i-kouiki.jp)

Ｈ　Ｐ　<http://www.i-kouiki.jp/imbanuma/>

**別表**

**助成対象経費区分表**

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 謝金・賃金 | ・外部の講師等への謝礼  　交通費と税を含み、１人１日あたり２万円を上限（超える部分は対象外経費）。  ・アルバイト等への賃金  　交通費と税を含み、１人１日あたり５千円を上限（超える部分は対象外経費）。  ＊アルバイト等の人員は必要最低限とする。  ＊会員（スタッフ）の賃金は対象外経費。 |
| 1. 交　通　費 | ・交通費  ＊成果報告会への参加、ヒアリングへの出席など当基金が認めたものに限る。  （ただし鉄道、バスの利用に限る。）  ＊一般団体の会員の事業にかかる交通費は対象外経費。  ＊学校関係の学生は事業にかかる費用を含む。  （ただし鉄道、バスの利用に限る。） |
| 1. 物品・   資材購入費 | ・消耗品※１及び備品※２の購入  ＊１個※３あたり２万円以下の物品に限る。（注：２万円を超える物品は全額対象外経費。）  ＊備品を複数個購入する場合は５万円を上限（超える部分は対象外経費）。  ＊備品等の修理や部品交換等にかかる材料費・工賃・運搬費等の付随費用も購入費として同等に扱うことができる。  ＊飲料等食品は対象外経費。  ・啓発広報、ポスター、報告書作成に係るコピー等印刷に係る費用。  ＊記念誌等、活動に直接係りのない印刷費用は対象外経費。  　※１　消耗品とは事業実施に必要な事務・作業等における文具類・機器類（例：デジタルカメラのリチウム電池、刈払機の刃）・現地での活動に伴う燃料等、やがては使用できなくなったり、失くなったりするものをいう。  ※２　備品とは機材、資材、書籍等（例：デジタルカメラ、刈払機、投網、胴長）、１年以上の使用に耐えるものをいう。  ※３　１個とは、１セット、１組など、１つのまとまった購入単位を含む。 |
| 1. 役　務　費 | ・通信運搬費  電話料、郵便料、宅配便料  ・保険料  傷害保険料、賠償保険料  ・水質検査手数料等 |
| 1. 賃　借　料 | ・会場賃借料  ・車両等賃借料  　自動車、船舶のリース及びレンタル料  ただし、車両（特殊車両を除く）１台につき５千円を上限とし、５千円を超える部分は対象外経費。特殊車両（例：クレーン付きトラック）については２万円を上限とし、２万円を超える部分は対象外経費とする。  船舶については、１艇につき２万円を上限とし、２万円を超える部分は対象外経費とする。  ＊小中学校については、現地までの移動・調査にかかる車・バス・船舶等の賃借料について、助成金の範囲内で認める。 |

注）事業計画に基づいてなされる必要な経費のみを対象とする。

**それぞれ、算出の根拠を明記してください。**

申請書記入例

第１号様式その１（第４条）

記 入 例

平成３０年　　月　　日

公益財団法人印旛沼環境基金

理事長　　蕨　　和　雄　　様

住　　　所

団　体　名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

平成３０年度公益財団法人印旛沼環境基金助成金交付申請書

　下記の活動を行いたいので、公益財団法人印旛沼環境基金助成金交付要綱第４条の規定に基づき、助成金の交付を申請します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 活動名 | | **○○地区親と子の環境教室** | | |
| 申請額 | | **１００千円**（千円未満切捨て） | | |
| 団体区分 | | ａ 小学校　　ｂ 中学校　　ｃ 高等学校　　d 大　学　　e その他 | | |
| 活動種別 | | 1. 自然環境調査　　　　　　　　　　　　　4. 水質汚濁対策に関する活動  2. 印旛沼、水に関係した歴史、民俗調査　　5. 環境美化に関する活動  3. 自然環境の保全、復元に関する活動 | | |
| 活 動 の 目 的 及 び 概 要 | （趣旨・目的）  **家庭でできる環境保護活動について、日常生活の中で私たちが便利に使用しているものが環境にどのような影響を与えているかを、親子いっしょに学ぶことにより、個人の意識に定着させる。** | | | |
|
|
| （活動の概要･･･具体的に記入してください）  **○地区集会場で春秋２回の親子教室を開き、１回当り３日間の日程で行う。**  **４月から５月の　土、日の３日間**  **９月から10月の　土、日の３日間** | | | |
|
|
| （期待できる効果）  **身近な生活空間である家庭の中から、環境汚染について理解してもらうことにより、やがてはその地域全体の環境モラルが高まってくる。** | | | |
|
|
| ※（特記事項） | | | | |
| ㊟ ※印の欄は、記入しないでください。 | | | ※ 整理番号 |  |

第１号様式その２

　《活動の内容等》

記 入 例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団　体　名 |  | 会　員　数  （H30.4.1現在） |
| 担当者名：  日中連絡先：  住所：〒  電話番号：  Ｆ　Ａ　Ｘ：  Ｅメール： | （電話番号：　　　　　　　　　　　　　　）  （ＦＡＸ：　　　　　　　　　　　　　　）  （Ｅメール：　　　　　　　　　　　　　　） | **名** |
| １．活動の実施方法  **春秋２回の教室を３日間ずつ開催する。１回当り２０組の家庭により実施する。**  **〈１日目〉講義式により環境に関する知識の普及や、生活雑排水の河川への影響等について教える。**  **〈２日目〉○○川で水質調査や、水棲生物の調査の実施。ゴミや空き缶拾いのボランティア。**  **〈３日目〉ゴミを少なくしたり、排水を汚さない等の工夫をこらしたメニューのエコクッキング料理実習を行う。**  **今までの講義や実習で学んだことを基にして、家庭でできるエコロジープランを作成する。** | | |
| ２．実施スケジュール  **春秋２回開催（６日間予定）**    **春　→　４月○○日（土）、４月○○日（日）、５月○○日（日）の９時～16時**  **秋　→　９月○○日（土）、９月○○日（日）、10月○○日（日）の９時～16時** | | |

第１号様式その３

　《収支予算内訳》

記 入 例

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　　　分 | | 予算額(円) | 内　　　　　　　　　　容 |
| 収　入　の　部 | 自　　己　　資　　金 | | **40,000** | **参加費 　　 1,000円×20組×2回＝40,000円** |
| 会　　　　　　　　費 | | **30,000** | **年会費 　　　　　15名×2,000円＝30,000円** |
| 他団体からの助成金等 | | **50,000** | **○○環境基金　　　　　　　　　　50,000円**  **(市町名、補助団体名、補助率等記入の事。)** |
| 助　　　 成　　 　金 | | **100,000** | **(公財)印旛沼環境基金　　　　　 100,000円** |
| 総　　　　　　　　額 | | **220,000** |  |
| 支　　　　　　　出　　　　　　　の　　　　　　　部 | 助　　　成　　　対　　　象　　　経　　　費 | 1. 謝金・賃金 | **90,000** | **講師(1名)謝金**  **15,000円×6日＝90,000円** |
|
| 1. 交　通　費 | **1,760** | **成果報告会交通費(船橋～京成佐倉)**  **440円×2回(往復)×2名×1回＝ 1,760円** |
|
| 1. 物品・   　資材購入費 | **72,240** | **事務用(用紙等含む)用紙・筆記具　20,000円**  **書籍　　　　　　　2,500円×2冊＝ 5,000円**  **パックテスト　　 4,320円×7個＝30,240円**  **カメラ用リチウム電池800円×5個＝ 4,000円**  **プリンター用インク3,500円×2個＝ 7,000円**  **記録用デジタル媒体1,200円×3個＝ 3,600円**  **チラシ印刷代　　　　　　　　　　 2,400円** |
|
| 1. 役　務　費 | **1,000** | **郵便料　　　　　　　　　　　　　 1,000円** |
|
| 1. 賃　借　料 | **28,000** | **船舶賃借料 　　　 2,000円×9艇＝18,000円**  **車両借料　　　　　5,000円×2台＝10,000円** |
|
| 小　　計 | **193,000** |  |
| 助成対象外経費 | 食 糧 費 | **7,000** | **調査時飲食代** |
| 車両借料 | **20,000** | **5千円を超える部分** |
| 小　　　　　計 | **27,000** |  |
| 総　　　　　　　　額  (収入総額と一致する) | | **220,000** |  |

　注）助成金は、助成対象経費の３分の２以内

（ただし、小学校、中学校及び高等学校については１０／１０以内）となります。

　　　助成対象経費に記載されている経費以外は、すべて対象外経費となります。

　　　必要に応じ、収入・支出ともに内容を確認できる資料の添付を願います。